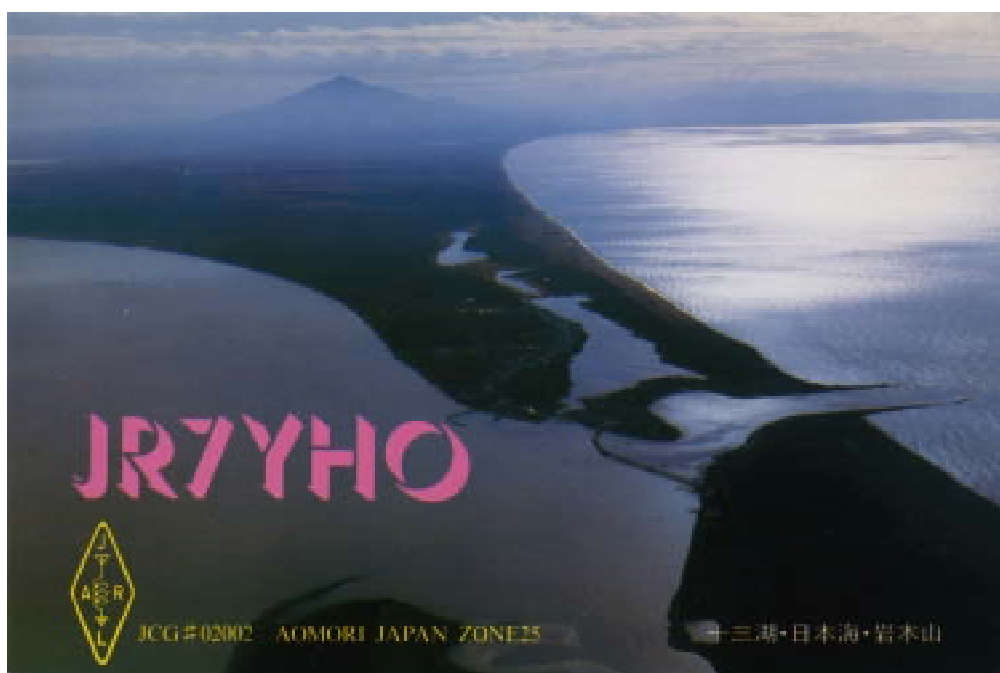


# じもろから

2004年04月号 (283号)



日本アマチュア無線連盟  
青森クラブ機関誌  
(02-1-4)

# お 知 ら せ

青森クラブ定期総会が4月18日(日)日赤青森県支部5階中会議室で午後1時から開催されます。

役員改選の時期でもあります。

青森クラブの規約を今月号に載せました。「じょんがら」が総会前日までに届いた方は、規約のページを当日持参してください。

2月号で紹介した、木村(JA7CCG)さんが昨年1年間、DXでSASEによりQSLカードを送付して、QSLカードが送られてきた際の、各国の切手紹介ですが今月号で完結します。

皆さんも”思い出のカード”等をお寄せ下さい。

## NEW PRODUCTS

(株)スタンダードより3機種新発売



FT-897D

定価¥148,000



FT-857D

定価¥128,000



FT-817ND

定価¥96,800

**第4級アマチュア無線技士養成課程講習会  
ただ今受講生募集中です。**

**第3級選抜試験実施計画中です！！  
ただ今受験希望者を受付中です。**

(株)電技パーツ

青森市第二問屋町3-6-44

017(739)5656

e-mail [shop@dengiparts.co.jp](mailto:shop@dengiparts.co.jp) url <http://www.dengiparts.co.jp>

# 青森の電気発祥の地

堤川には、海手から順に石森橋、青柳橋、旭橋、うとう橋、国道4号を通す堤橋、甲田橋等が架けられています。そして青柳橋、旭橋の間の東岸に「青森の電気発祥の地」の碑があります。



この碑の裏側には次のように刻まれています。

青森県に初めて電気のアかりが灯されたのは明治三十年一月二十四日、ここ堤川のほとり(当時の青森町大字浪打一番地)でした。

大坂金助氏、渡邊佐助氏らが創立した青森電灯株式会社の小さな火力発電で灯された一二〇〇燭光のアーク灯の輝きは、当時の人々に大きな驚きと感動を与えました。

電気は当初、付近の商店や問屋、第五連隊の兵営など百五十一戸に供給されました。  
爾来百年、常に「郷土あおもりの発展とロマン」を求めて灯し続けられてきました。

平成九年三月二十五日  
寄贈 東北電力株式会社

# J A R L 青森クラブ 規約

## 第一章 総 則

- 第 1 条 本会は、日本アマチュア無線連盟青森クラブと称し、J A R L 青森クラブと略称する。事務所は会長の定める所に置く。
- 第 2 条 本会の会員は、アマチュア無線局を有する者及びアマチュア無線に興味を有する者で、入会を申し出た者とする。
- 第 3 条 本会は、アマチュア無線の発展と技術の向上及び会員相互の親睦を図る事を目的とする。
- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 会員相互の親睦を図るミーティングの開催
  - 2 アマチュア無線に関する講習会及び競技会等の開催
  - 3 アマチュア無線の知識の普及及び広報活動
  - 4 ニューカマーの指導及び育成に関する活動
  - 5 その他、本会の目的達成に必要な事業

## 第二章 役 員

- 第 5 条 本会に、次の役員を置く。
- 1 会長 1名
  - 2 副会長 3名
  - 3 会計 1名
  - 4 理事 若干名
  - 5 監事 2名
- 第 6 条 本会の役員は、総会に於いて選出する。
- 第 7 条 役員は、次の職務を行う。
- 1 会長は、会を代表して会員を把握し、クラブ業務を掌理統轄する。
  - 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
  - 3 会計は、会の会計及び財産の管理を行う。
  - 4 理事は、会の運営に参画する。
  - 5 監事は、会の業務の監査を行う。
- 第 8 条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

## 第三章 会 議

- 第 9 条 総会は、この会の最高決議機関であり、会員をもって構成される。定時総会は、年度始めに開催し次の事項を審議決定する。
- 1 業務報告、収支決算報告及び保有財産報告
  - 2 事業計画案及び収支予算案
  - 3 役員改選
  - 4 その他、本会の事業に関する事項

第10条 役員会は、役員をもって構成し、本会の業務執行に必要な事項を審議決定する。

#### 第四章 経費、会費

第11条 本会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入をこれに充てる。

第12条 本会の会費は、年会費とし金額は別に定める。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第五章 付 則

第14条 本会会員の1親等及び配偶者に弔事があった場合は香典又は弔電を、会員本人が死亡の場合は香典を贈る。但し、香典については、その都度協議の上金額を決める。

第15条 本会には、顧問を置くことができる。顧問は、会長がこれを委嘱する。

第16条 本会の規約改正は、出席会員の3分の2以上の承認を得なければならない。

第17条 本規約の執行に必要な細則を役員会で別に定める事が出来る。

第18条 本規約は、昭和50年4月1日より執行する。

本規約は、平成元年4月23日に改正し4月1日に遡り執行する。

本規約は、平成3年4月21日に改正し4月1日に遡り執行する。

本規約は、平成5年4月25日に改正し4月1日に遡り執行する。

本規約は、平成6年4月17日に改正し4月1日に遡り執行する。

本規約は、平成7年4月23日に改正し4月1日に遡り執行する。

#### 会計細則

第1条 この細則は、規約第17条の規定により本会の会計及び会費等を定める。

第2条 本会の会員は、次に定める会費を納入しなければならない。

1 入会金（入会時のみ） 500円

2 会 費 2500円

第3条 家族会員は、会費を免除する。

第4条 本会の会費は、収めた時から会計年度の終わる日までのものとする。

第5条 本会の会計は、会計簿を備えてそれに収支を記載するものとする。

第6条 本細則は、昭和62年4月1日より執行する。

本細則は、平成4年4月1日より執行する。

本細則は、平成8年4月28日より執行する。

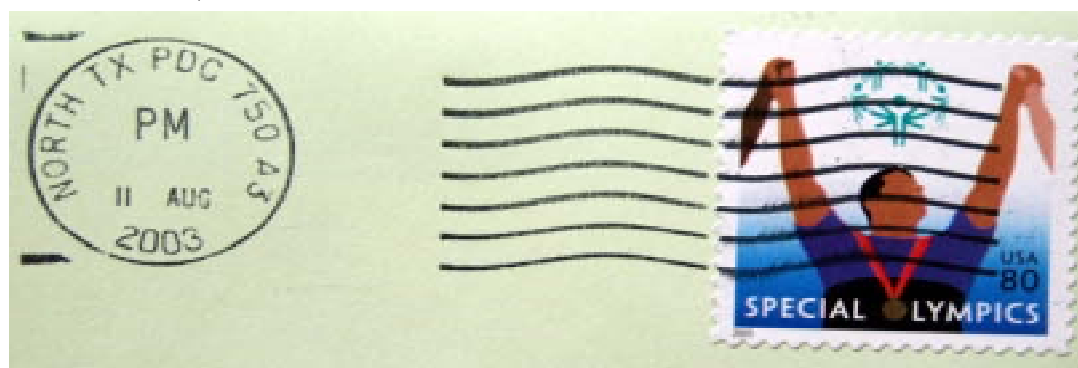
交信相手 TI3TLS COSTA RICA



交信相手 XU7ADX CAMBODIA  
QSLマネージャー XW2A LAOS



交信相手 VQ9TP CHAGOS IS .



交信相手 T31MY CENTRAL KIRIBATI  
QSLマネージャー OM2SA SLVAKIA



交信相手 ZF2AH CAYMAN IS.  
QSLマネージャー W6VNR USA



交信相手 YN4SU NICARAGUA  
QSLマネージャー TI4SU COSTA RICA



クラブ主催の**各種行事に参加しよう**

**原稿**をお願いします e-mail 大歓迎

**ロールコールに参加** しよう

**青森クラブのロールコールは毎週水曜日です。**

- ・時 間 午後 8 時から
- ・周 波 数 1 4 5 . 6 2 M H z F M
- ・ネットコン J R 7 B V Q (日野さん)
- トローラー J E 7 K C H (齊藤さん) お二人交替で。

**機関誌「じょんがら」へ寄稿のお願いです。**

- ・原稿の送り先は下記、渡辺 ( J I 7 B X K ) をお願いします。
- ・写真、画像のみでも結構です。(コメントもよろしく)
- ・ワープロやパソコンで印刷したものをお寄せいただくときには、左右の余白共 2 0 m m 程度にして下さると好都合です。
- ・月末までに頂戴できれば翌月号に、間に合います。

皆さんのお手元にある Q S L カードを紹介して頂けませんか。できれば、そのカードの思い出なども一緒に寄せて頂ければ有り難いです。私 ( 渡辺 ) が受け取りにいくことも可能です。

先日、娘に誘われて我が家から五分ほどのところにある、**アクバル**というレストランで**本格インドカレー**を食べました。この「本格インド」という表示に恐れをなしてしまったのですが、いわゆる日本風カレーのイメージから大きく離れた印象はなかったのでほっとしました。

皆の感想は「**すごくおいしい**」でしたが私は「**おいしい**」です。そのうち、別のものも味わってみるつもりです。

表紙は J R 7 Y H O 東日流安東アマチュア無線クラブ ( J G 7 M C E 山田清光さん運用 ) の Q S L カードです。

交信日時 1988.12.20 21:26 市浦村 ( J C G # 0 2 0 0 2 )

発 行 者 J A R L 青森クラブ

発 行 日 2 0 0 4 年 0 4 月 1 5 日

編集担当者 渡 辺 聰 明 ( J I 7 B X K )

〒030-0811 青森市青柳 2 - 5 - 6

017-734-3810 留守電・Fax 017-776-6220

e - m a i l marumero@jomon.ne.jp